



詳細な改正事項及びその他の改正事項については国税庁ホームページで確認できます。
<http://www.nta.go.jp/users/gensen/index.htm>

今回の申告の主な改正事項
 合計所得金額が1,000万円を超える方については、配偶者控除の適用を受けることはできず、900万円を超える方においても控除額に制限が設けられました。
 また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得が38万円〜123万円とされ、その控除額も変更となりました。



確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額と、それに対する所得税の額を自分自身で正しく計算し、申告して納税する制度です。皆さん自身に申告が必要かどうかを確認いただき、必要な方はお早めに準備をしてください。
申告時期
 2月18日(月)〜3月15日(金)
 (※還付申告は、2月18日(月)以前でも相談及び申告書の受付を行っております。)

受付会場
 網走税務署または役場町民生活課税務係

確定申告が必要な方
 ①事業所得・不動産所得・譲渡所得などがある方
 ②外交員、集金人、検針員の方
 ③給与の年収が2,000万円を超えている方
 ④給与所得や退職所得以外に合計が20万円を超える所得がある方
 ⑤複数の会社などから給与を受けている方など

確定申告で税金が還付される場合があります
 ①多額の医療費(総所得金額が200万円以上の場合には10万円以上)を支払った場合
 ※今まで医療費控除の適用とならなかった方でも、セルフメディケーション税制を選択することにより医療費控除の適用を受けられる場合があります。
 ②住宅ローンを利用して、マイホームを取得(新築、増改築)した方
 ③年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方・・・など

役場からお願い
 (医療費控除に使う領収書は整理してお持ちください)
 例年、医療費控除については、領収書をまとめずお持ちになる方がいますが、役場での「振り分け作業」や「合計額の計算」に時間がかかり、待ち時間が長くなっている状況です。
 このため、役場で医療費控除の申告をされる方は、できる限り医療費通知書をお持ちいただき、やむをえず領収書をお持ちになる方は次のように整理の上お持ちください。

領収書の整理方法
 1 領収書を個人ごとに分ける。
 2 個人ごとに分けた領収書を、さらに病院ごとに分け、それをホチキス等でまとめる。
 ※ホチキスで留める際は左上に一箇所留め、内容、金額が明確に確認できるようしてください。

申告に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 源泉徴収票(給与、年金など)
- ③ 生命保険・地震保険・国民年金などの各種証明書、医療費通知書(領収書)
- ④ 還付申告の方は金融機関の口座情報
- ⑤ 税務署から申告書が送付された方はその申告書
- ⑥ 本人確認書類(免許証等の写し)
- ⑦ マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカード、通知カード等)
- ※マイナンバーカードは本人確認書類を兼ねることができます。

公的年金等の収入がある方の税申告について

公的年金等の収入金額が400万円以下で、その他の所得金額が20万円以下の方は確定申告が不要となります。(還付を受ける方は、申告が必要です。)
でも、町道民税は...
 ・所得税の確定申告は不要でも、医療費控除や寄附金控除などの控除がある場合は、町道民税の申告をすることにより、平成31年度の町道民税額が減額となる場合があります。
 ・公的年金以外の所得が20万円以下でも、町道民税の申告は必要です。

確定申告・納税相談の夜間受付をします

申告・納税相談の夜間受付を下記の日程で行いますのでご利用ください。



夜間申告	
開催日	3月1日(金) 3月4日(月) ~ 3月7日(木)
受付時間	午後5時30分 ~ 午後8時00分
会場	役場町民生活課税務係

国税電子申告・納税システム (e-Tax)のご利用について

e-Taxは、インターネットに接続しているパソコンがあれば、所得税・消費税の確定申告を自宅から行うことができます。24時間いつでも利用が可能です。
 ※e-Taxのご利用には、マイナンバーカード及びICカードリーダーが必要となります。
 平成31年1月より、スマートフォンからも確定申告書の提出が可能となります。
 スマートフォンによる確定申告書の提出にはe-Tax用のIDとパスワードが必要となります。
 ※IDとパスワードはお近くの税務署で取得することができますので、ご利用の方は本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署でお手続きをお願いします。

e-Taxホームページで利用開始の手続き、利用可能時間、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、より詳しい情報を公開しております。

- ▶ e-Taxに関する情報はe-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)
- ▶ 確定申告等作成コーナーに関する情報は国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>)
- ▶ 操作に関するお問い合わせは e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (電話：0570-01-5901)